

平成26年9月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（7件）

（1）亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の制定について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育園）の設置者及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行う者は、市町村の条例で定める基準に従って保育を提供しなければならないこととされました。

条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌しなければならないとされており、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。平成26年4月30日公布。以下「内閣府令」といいます。）によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

制定内容は、亀山市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

なお、施行日は、「子ども・子育て支援法」の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる特例及び経過措置を附則に規定します。

(2) 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)により児童福祉法が改正され、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村の条例で定める基準により認可を受けた事業者が家庭的保育事

業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を実施することができることになりました。

条例で定める基準については、市町村が、省令で定める基準に従い、又は参酌して条例で定めなければならないとされており、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。平成26年4月30日公布。以下「省令」といいます。）によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

制定内容は、亀山市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要があるため、省令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

なお、施行日は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定します。

(3) 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)により児童福祉法が改正され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされました。

条例で定める基準については、省令で定める基準に従い、又は参酌しなければならないこととされており、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。平成26年4月30日公布。以下「省令」といいます。)によりその基準が示されたため、本条例を制定するものです。

制定内容は、亀山市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市の実情を踏まえて検討したところ、幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する必要がある

るため、省令により示された基準と同様の基準を定めることとします。

なお、施行日は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日とし、基準を条例に定めることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定します。

(4) 亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）により消防組織法が改正されました。これにより、これまで「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」（昭和34年政令第201号）で定められていた消防長及び消防署長の資格は、「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」（平成25年政令第263号。平成25年9月6日公布。以下「政令」といいます。）で定める基準を参酌して、条例で定めるとされたため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

消防長及び消防署長の資格の基準について、政令により示された基準を参酌し、市の実情に応じて基準を定めることとします。

(ア) 消防長の資格

(a) 市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防署長と同等以上の職に1年以上あったもの

(b) 市の行政事務に従事した者で、亀山市行政組織条例（平成17年条例第184号）第1条に定める部の長の職に2年以上あったもの

(イ) 消防署長の資格

市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの

なお、施行日は、公布の日とし、この条例の施行の際、現に消防長の職にある者は、その職にある間、消防長の資格を有する者とみなす経過措置を定めます。

(5) 亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための

次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第28号)により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。

なお、施行日は、平成26年10月1日とします。

(6) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第28号)により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。

また、法律において一人親家庭等の父について明確に定

義されたことから、条例における一人親家庭等の父の定義の規定を改めます。

なお、施行日は、平成26年10月1日とします。

(7) 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

現在、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、活動拠点となる施設の整備・充実を図っています。現在の神辺地区コミュニティセンターについては、建物が狭あいかつ老朽化したため、改築工事を実施し、平成26年12月1日に新たな活動拠点となる施設に移転することから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおり神辺地区コミュニティセンターの位置の改正を行います。

改正前	亀山市太岡寺町1296番地14
改正後	亀山市太岡寺町1259番地1

なお、施行日は、平成26年12月1日とします。

2 補正予算関係（5件）

- (1) 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- (2) 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- (3) 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- (4) 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- (5) 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 決算関係（8件）

（1）平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

（2）平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（3）平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（4）平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（5）平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、各会計の決算について地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものです。

（6）平成25年度亀山市水道事業会計決算の認定について

（7）平成25年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

（8）平成25年度亀山市病院事業会計決算の認定について

以上、各会計の決算について地方公営企業法第30条
第4項の規定により議会の認定を求めるものです。

4 報告関係（8件）

（1）決算に関する附属書類の提出について

決算の認定に関連して、次の関係書類を提出するものです。

- ア 主要施策の成果報告書
- イ 歳入歳出決算事項別明細書
- ウ 実質収支に関する調書
- エ 財産に関する調書
- オ 基金運用状況調書及び審査意見書

（2）健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものです。

（3）亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

（4）亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

（5）亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

(6) 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

(7) 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

以上、各会計の資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものです。

(8) 専決処分の報告について

学校部活動において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成26年7月25日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。